



数を実需者と交渉することとし、新規開拓や場合によっては備蓄米で対応することといたします。

Q 生産調整の取り組み有無によっては、米価に格差をつけるのでしょうか。

A 生産調整については「生産の目安」になりますので、参加不参加の概念がなくなります。需要に応じた生産をするため早期に出荷予定数量を取りまとめ、実需者との交渉をしますので、単価の格差はありません。ただし、予



定契約数量以外については、平成31年産米以降検討してまいります。

Q 平成30年産米について10月～11月に出荷数量予定契約をとるようですが、自分の希望数量で良いのでしょうか。

A また、とも補償がなくなることで困ることになるのではないのでしょうか。
A 作付け面積に見合った出荷予定数量をお願いします。とも補償については生産調整を達成するとい



う事がなくなるので全体で行うことは出来ませんが、地域によって基盤整備地区のみのとも補償、藤里地区においては町全体でとも補償をしているので、地域の農業を考え検討出来る地域については相談活動に努めます。

Q 輸出用米への取り組みにおいて、国から要請などあるのでしょうか。

A 現在は輸出米について、国からの情報はあります。が、要請はありません。

協議事項③

その他について

Q 合併目標である「農業所得の増大、農業生産の拡大」を掲げているが、農業所得・農業生産の維持、縮小に歯止めをかける取り組みはどのようにして行うのですか。

A 園芸メガ団地のサテライト型も普及してきておりますし、新規作物や面積増反分の補助金等を継続し、青果物の作付け拡大を図っております。農薬等では大型規格農業を推進し、コスト低減を図り、農業所得の向上に努めます。また、労働力不足を解消するため無料職業紹介所を開設し、農業生産拡大のため複合経営を促進してまいります。

Q 合併の目標期日が延期となりましたが、今後は明確な期限を設定しないで協議を進めていくのでしょうか。

組合員にメリットがなければ協